

スーパー定期

<単利型>

(平成23年4月1日現在)

*特色、重要事項、その他	
<p>1. スーパー定期</p> <p>(1) 金利が市場実勢に応じて決まる自由金利型預金です。</p> <p>(2) 預入額1円からのスーパー定期、預入額300万円からのスーパー定期300があります。</p> <p>(3) 預入期間により定型方式と満期日指定方式があります。</p> <p>(4) 利払頻度等により 複利型 単利型 及び 利息分割受取型 があります。</p> <p>(5) 定型方式の場合は、預入時の申し出により、便利な自動継続の取扱ができます。</p> <p>(6) れいんぼ～ポイントサービスによる金利の優遇特典があります。 (れいんぼ～ポイントサービスについては窓口までお問い合わせください。)</p> <p>2. 満期日前に解約の場合、中途解約利率が適用になります。 また、中間利息をお支払い済みの後は過払分利息を精算する場合があります。 (商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照...解約制限) また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>3. 預金保険制度の対象となります。万一金融機関が破綻した場合、決済用預金を除く当行預入の他の保護対象預金と合算して、1金融機関につき、預金者1人あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。(くわしくは窓口までお問い合わせください。)</p> <p>4. 取扱い規定...「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金(M型)規定」 「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」 「自由金利型定期預金の期限前解約利率規定」 を適用します。</p>	

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(M型)<単利型> 愛称：預入金額 300万円未満……スーパー定期 預入金額 300万円以上……スーパー定期 300
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人の方(期間 3年以上ものは法人のみ)
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、 6年、7年、8年、9年、10年 満期日指定方式 1か月超 10年未満 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続、ただし3年以上ものは元金継続のみ)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 預入期間 2年未満は満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2年以上は、中間利払日(満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。

<商品概要説明書>

7.手数料	不要です。
8.税区分	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…分離課税（国税15%および地方税5%、合計20%） ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ・法人のお客さま…総合課税（非課税法人の場合は非課税）です。
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年は中間払利息を定期預金とすることができます。 ・個人の方はマル優の取扱いができます。 ただし、平成18年1月1日以降、マル優の制度が改定されたため、マル優の対象者は障害者等の方のみとなります。 （くわしくは窓口までお問い合わせください。）
10.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・中途解約利率は、お預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率を適用します。 ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。 A. 6か月未満：解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上：預入日における預入期間に応じた約定利率×90%
11.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12.当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口	<p>徳島銀行お客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
13.一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>